

米国における金融資産の流動化をめぐる会計の動向

—金融資産の認識の中止と変動持分事業体の連結の改訂

あらた監査法人
企業会計研究会

① はじめに

2009年6月に、米国財務会計基準審議会(FASB)は、SFAS166号「金融資産の譲渡についての会計 SFAS140号の改訂」、SFAS167号「FIN46号(R)の改訂」の2つの新基準書を公表した。

前者は、金融資産の認識の中止を扱っていたSFAS140号「金融資産の譲渡及びサービス業務並びに負債の消滅に関する会計処理—FASB基準書第125号の改訂—」を改訂するものであり、後者は議決権により支配的財務持分を有する者が識別されない変動持分事業体(VIE)の連結指針を扱っているFASB解釈指針(FIN)46「変動持分事業体の連結—ARB51号の解釈」(FIN46号R)を改訂するものである。

これらの新基準書の公表の背景には、SFAS140号公表後、実務が進歩し当初の意図と整合しなくなり改訂が必要になってきたことや、金融危機を経て多くの利用者から従来の基準によりオフバランス化された金融資産の多くが本来譲渡人の財務諸表に計上すべきではなかという懸念が示されたことなどが考えられる。また、このような金融資産は、特別目的事業体(SPE)へ譲渡されることにより認識の中止が行われることから、このようなSPEを連結するかどうかは金融資産の認識の中止と密接に関連している。このため、SFAS167号の公表に

伴いVIEの連結を取り扱ったFIN46号(R)の改訂も同時に行われた。

本稿では、金融資産の認識の中止、変動持分事業体の連結を関連付けて今回の基準の改訂の概要を解説していくことにしたい。なお、国際会計基準審議会(IASB)は、同一項目を扱った公開草案ED10号「連結財務諸表」及び「認識の中止 IAS39号及びIFRS7号の改訂案」を公表しており、同公開草案との関係についても最後に触れることにしたい。

② 金融資産の譲渡の会計処理

(1) SFAS140号の問題点

FASBは、SFAS140号の改訂プロジェクトにおいて、適格特別事業体(QSPE)の条件を明確化しよう検討を行ってきたが、かかる事業体に対して限定された意思決定パワーしか有していないことを要求するQSPEの条件を実務上、適用することが難しく、これに対応した実行可能な指針の設定に苦慮していた。一方、このQSPEの概念は、国際財務報告基準(IFRS)においては存在していない。このため、FASBは米国基準からQSPEの概念を削除するとともに、法的隔離及び譲渡金融資産への譲渡人の継続的関与に着目して、現行のSFAS140号の改訂を行うこととした。

(2) QSPE の概念の削除

① QSPE とは

QSPE の概念は、金融資産の譲渡先である特別目的事業体などの証券化の導管体 (vehicle) が特定の条件を満たす受動的事業体とみなされる場合、譲渡された金融資産の認識の中止を譲渡人である企業に許容するために導入されたものである。

当該特定の条件とは、事業体がかつぱら受動的金融資産しか保有しておらず、事業体の活動が、設立または受益持分 (beneficial interest) 創設の法的文書においてすべて特定されており、かつ著しく制限することが規定されていることである。しかし、実務上、当該事業体が保有する金融資産が本当に受動的であることは少なく、また当該金融資産についての意思決定がされないことも少なくないため、これらの条件が実務上達成されにくいことがわかってきた。このため、FASB は会計上の指針から QSPE の概念を除外することを決定した。なお、従来の FIN46号(R)の下でも、QSPE であれば連結から除外されてきた。

② QSPE 概念削除による影響

QSPE 概念の除外に関連してもっとも留意すべき点は、従来、QSPE として連結から除外されていた事業体に FIN46号(R)のすべての規定が課されることで、当該事業体への変動持分保有者が主たる受益者 (primary beneficiary) となっているかどうかの分析が必要とされることである。これにより、従来、連結から除外されていた多くの事業体が連結される必要とされる可能性が出てきた。

(3) 会計単位：参加持分の概念

① 金融資産の一部分の譲渡の会計単位

SFAS166号は、金融資産の一部分が譲渡される場合に、売却処理を適用できる状況を縮小した。その結果、(1)個々の金融資産または全体としての金融資産のグループ、(2)参加持分 (participating interest) の譲渡 (個々の金融

資産の適格部分) に限定して、売却処理することができるとした。個々の金融資産の一部の譲渡が参加持分の定義を満たさない場合、売却処理はされず譲渡人及び譲受人は担保付借入として会計処理される。

従来、SFAS140号が不可分持分 (undivided interest) という用語を使用しており、これが一般的に金融資産の一部と解釈されており、売却された部分が SPE の特定されたキャッシュ・フローを受取る権利を示しているときに、不可分持分に関連する収益認識がされると解釈されていた。しかし、不可分持分という用語が実務において様々に適用されていることを考慮し FASB は不可分持分を削除し、金融資産の一部分の譲渡を記述する新しい用語である参加持分を定義した。

② 参加持分の概念

SFAS166号では、参加持分は以下の特徴を有するとされている。

- a 個々の金融資産全体についての比例所有持分
- b 個々の金融資産全体から受取るすべてのキャッシュ・フローは、サービサーへ報酬として配分するものを除き、個々の保有者の所有割合に比例して参加持分保有者間で分割される。なお、譲渡人が受取る金額が、サービスの報酬として支払われるものであれば (例：サービシング、オリジネーション及びアレンジメント手数料)、除外される。ただし譲渡人が劣後者ではなく、一般にサービサーが市場で公正な報酬を要求する金額を著しく上回っていない場合に限られる。
- c 個々の参加持分保有者の権利に同一の順位が与えられており、参加持分保有者はお互いに劣後しない。いかなる持分保有者も他の持分保有者に先立ち、参加権として契約の権利上、現金を受取ることはできない。またすべての参加持分保有者は、譲渡人またはその他の参加持分保有者に対して、標準的な表明及び保証、サービシング、事務的義務等を除き、

その他のいかなる求償も行うことはできない。
d いかなる当事者も、すべての参加持分保有者が同意しないかぎり、金融資産全体を担保提供したり、交換する権利を有していない。

(4) 認識中止の要件

SFAS166号は、譲渡が売却処理として適格であるか否かの判断についてのSFAS140号9項の認識の中止の3要件を、以下の点において修正している。

① 法的隔離の要件 (SFAS140号9(a)項)

金融資産の認識の中止を行うために、従来から譲渡人から当該金融資産が法的隔離されていなければならないとされてきたが、その分析にあたり以下の2点が改訂された。

a 金融資産が、譲渡人からだけではなく、連結上の関連会社からも隔離されていることが明確化された。ただし、特定の倒産隔離関連会社は除かれる。

b 譲渡時に契約されていなくても、譲渡に関連して行われる契約の検討を要求する。

新しい指針では、金融資産の譲渡が法的な真正売買か否かは、会計上の判断ではなく法律上の判断であるとしている。真正売買についての法的な意見は、譲渡された金融資産が譲渡人から法的に隔離されていることを裏付けるものである。しかしながら、譲渡金融資産が譲渡人の破産財産に組入れられるならば、当該金融資産は隔離されているとはみなされない。したがって、非連結についての法的意見には、譲渡人の破産財産への実質的な組入れがおこらないことを確認することが要求される。

② 譲受人の譲受資産に対する権利の制約要件 (SFAS140号9(b)項)

金融資産の認識の中止を行うために、従来から原則として譲受人の譲受資産に対する権利が制約されてはいけなかったとされてきたが、その分析にあたり以下の2点が改訂された。

a QSPE (現行の指針は譲受人がQSPEとみなされる場合この制約要件のテストの免除

を認めている)の概念が削除された。

b 譲受人が証券化またはアセットバック金融契約に関連するSPEである場合、受益持分を担保提供あるいは交換する受益権保有者の能力を検討するための調査規定を追加した。

③ 譲受人の有効な支配の要件 (SFAS140号9(c)項)

金融資産の認識の中止を行うために、従来から譲渡人による譲渡資産に対する有効な支配があってはいけないとされてきたが、その分析にあたり以下の2点が改訂された。

a 譲渡された金融資産と譲渡人の関係及び証券化金融商品における受益持分所有者の関係を考慮する。

b 譲渡人は、譲渡された金融資産または1単位として認識の中止において評価される金融資産またはそのグループの全部または一部について有効な支配を維持している場合、当該金融資産の譲渡を売却として会計処理すべきでない。

なお、譲渡に関連するすべての契約は、同時に契約されたもの、あるいは当該譲渡を考慮して契約されたものを含め、譲渡について売却処理が適格かどうかの判断に考慮する。

(5) 売却タイプの譲渡についての会計

従来、金融資産の売却で受取られた収入には、現金、デリバティブ、サービス資産あるいは譲渡された資産の持分ではないその他の資産しか含められなかったが、譲渡された金融資産の受益持分も、SFAS166号では金融資産の売却収入の一部とみなされる。

この場合、売却処理として条件を満たす個々の金融資産の全体または金融資産のグループ全体の譲渡において、譲渡人は自ら保有する受益持分を認識し公正価値で測定される。これに対し、従来のFAS140号は比較公正価値計算を使用して売却部分と留保部分に、譲渡資産の帳簿価額を譲渡日における公正価値の比率で配分し、譲渡資産における受益持分を認識することを譲

渡人に要求していた。ただし、上記の参加持分の売却については、売却とみなされない金融資産の部分を選定するための、SFAS140号で規定されている比較公正価値計算の使用が新基準の下でも要求される。

3 変動持分事業体の連結

(1) QSPE の概念の削除に伴う変動持分事業体の連結への影響

2003年に公表されたFIN46号(R)は、支配的財務持分を有している当事者が議決権のみでは識別されない特定の事業体の連結上の取扱いを明確化したものである。今回公表されたSFAS167号では、SFAS166号のQSPEの概念の削除に伴いFIN46号(R)が改訂されるとともに、事業体がVIEであるかどうか、どの企業が主たる受益者であるか、またその判断方法等についてのFIN46号(R)の適用法について改訂が行われた。

(2) SFAS167号による主要な変更点

① QSPE の概念の削除

SFAS166号によるQSPEの概念の削除に整合させて、SFAS167号はFIN46号(R)から関連するQSPEの範囲除外の規定を削除した。QSPEの概念は、証券化導管が特定の条件を満たす受動的な事業体であるならば、証券化取引において譲渡金融資産の認識の中止を認めるために導入されたものであるが、SFAS166号からQSPEの概念が削除されたことに伴い、適用日に存在するすべてのQSPEは、SFAS167号によって改訂されたFIN46号(R)が適用される。

② サービス提供者あるいは意思決定者が変動持分を有しているかどうかの判断

契約上の取決めが検討対象の事業体の変動持分を表しているかどうかの判断は、引き続き重要な論点である。報告企業が当該事業体に変動持分を保有していないと判断されるならば、FIN46号(R)の連結モデルは適用されない。

SFAS167号は契約上の取決めが変動持分を表しているのかの判断について改訂を行い、サービスまたは意思決定者契約が変動持分かどうか判断する要件を変更した。

従来、FIN46号(R)では、サービス提供者は様々な要件が適用されてきたが、そのサービス契約が変動持分となっているかどうかにより意思決定者かどうか判断されてきた。FASBは、SFAS167号の検討過程で、主たる受益者の決定においてVIEの経済的業績に最も著しく影響がある活動を指揮するパワーを有しているのが誰かを考慮して意思決定者を判断するので、伝統的信託タイプのサービスを事業体に提供している企業が、主たる受益者とみなされることを懸念した。これは、このようなサービス提供企業がSPE等の事業体の成功に著しく影響を与える決定を行う契約上の権利を有しているからである。

このため、FASBは、その役割が信託でないものと、信託であると区別する要件を再度考案し、本質的に信託である契約上の取決めにより意思決定者またはその他サービス提供者に支払われる手数料は、次の要件が満たされる場合、変動持分でないとした。

- a 手数料は、当該サービスを提供するための報酬であり、要求される努力の水準に見合ったものである。
- b 手数料の実質的にすべてが、買掛金のように通常の事業体の活動で発生する事業体の営業上の負債と同一水準または優先している。
- c 意思決定者またはサービス提供者及び関連当事者は（実質的な代理人を含む）は、個々に、あるいは合計しても、事業体の予測損失の僅少額以上に吸収したり、あるいは事業体の予測残余リターン僅少額以上に受取ることはない。
- d サービス契約が、第三者間取引価格で交渉される類似のサービスについての契約に慣習的に提示されている条項、条件、あるいは金額を含むものである。

e 見込まれる手数料の総額が、VIEの見込まれる経済的業績の総額に比較して僅少である。

f 見込まれる手数料は、事業体の見込まれる経済的業績に関連する金額の変動性について僅少な金額についてしか吸収しないことが予想される。

③ 事業体が VIE であるかどうかの判断

a 事業体が活動を指揮するパワーの欠如

企業が変動持分を保有していると判断された場合、事業体がVIEであるか否かを立証する必要がある。VIEの特徴の1つは、リスクに晒されている持分保有者が当該事業体についての意思決定能力を欠いていることである。SFAS167号は、リスクに晒されている持分金融商品保有者が意思決定能力を欠いているかどうかの分析を、主たる受益者の決定についての質的な分析と関連付けた。この結果、リスクに晒されている持分投資保有者が、グループとして事業体の経済的業績へ最も著しい影響を与える活動を指揮する議決権あるいは類似の権利によるパワーを欠いている場合に当該事業体はVIEとなる。

リスクに晒されている持分投資保有者が、経済的業績へ最も重要な影響を与える活動へのパワーを欠いているかどうかの評価において、排除権(kick-out right)(基準の目的上、解任権のみが含まれ、清算権は含まれない)そして参加権(participating right)は無視される。ただし、それらの権利が1当事者(その関連当事者及び実質的代理人を含む)によって行使可能でかつ実質的である場合は除かれる。

b VIE あるいは議決権事業体としての事業体の地位の再検討

SFAS167号は、事業体のVIEとしての地位についての事象を起因とする再検討の規定を従来どおり設けているが、対象となる事象について以下の改訂を行った。

(i) 問題ある負債リストラの例外の削除

従来、問題のある負債リストラは再検討のト

リガーから除外されていたが、問題のある負債リストラも例外なく再検討のトリガーとした。

(ii) 当初、VIE とみなされなかった事業体

当初、VIE とみなされなかった事業体について、事実及び状況の変化の結果、事業体の持分投資保有者が、最も著しく経済的業績に影響を与える事業体の活動を指揮するための議決権または類似の権利を通じてパワーを失う場合、当該事業体はVIEとなる。

④ VIE の主たる受益者の識別

a 識別要件

従来、変動持分保有者は、事業体の期待損失の定量的分析を基礎として、VIEへの支配的財務持分を有しているかどうかにより連結するか否かを判断しなければならなかった。FASBは、従来のモデルでの定量的分析を理解し、適用しそして監査を行うことが困難であることについての関係者の懸念に対応してモデルを変更した。これは、定量的分析による事業体のリスク及び経済価値の評価の適用が首尾一貫せず、支配の質的観点が把握されていなかったからである。

これに対し、SFAS167号はVIEへの変動持分を有している企業に、事業体への支配的財務持分を保有しているかどうかを、質的に評価することを要求した。企業は以下の2つの要件の双方を満たす場合、支配的財務持分を保有しているとみなされ、当該事業体を連結する。

(i) パワー要件

VIEの経済的業績に最も著しく影響を与えるVIEの活動を指揮するパワーを有している。

(ii) 損失/便益要件

VIEへ潜在的に著しいVIEから損失を吸収する義務、あるいは便益を受取る権利を有している。

b 識別要件の適用

企業がVIEについて支配的財務持分を有しているかどうかの検討において、VIEが創出し、変動持分保有者にパススルーするリスクを含めてVIEの目的及び計画を考慮しなければ

ならないとされている。また、1つ以上の企業が損失/便益要件を満たすことがあるかもしれないが、1つの企業のみが、事業体の経済的業績に最も著しく影響を与えるVIEの活動を指揮するパワーを有するとしている。さらに、SFAS167号は、VIEへの経済的持分が、事業体の経済的業績へ最も著しく影響を与えるVIEの活動を指揮する明示的なパワーよりも不釣り合いに大きい状況については疑念が持たれるとし、このような経済的利益とパワーの不均衡が増加するにつれ、企業がパワーを本当に有していないといえるのかどうか疑問であるとしている。

4 おわりに

当該項目はIASBとFASBが合意したコンバージェンスについての覚書(MoU)の主要項目の1つであるが、作業は別々に行われており、同一項目を扱った公開草案ED10号「連結財務諸表」及び「認識の中止IAS39号及びIFRS7号の改訂案」がIASBから2008年12月及び2009年3月にそれぞれ公表されている。

今回の米国基準の改訂は、現行のSFAS140号及びFIN46号(R)のかたちを残しつつ、金融危機等に伴う会計基準の不備の改善に対応したものであるが、QSPEの概念を削除し、より実質的にSPEを利用した金融資産の認識の中止を行うことを要求した点では、コンバージェンスは進んだと考えることができる。また、変動持分事業体の連結にパワー要件を考慮するなど、支配をパワーとリターンの両方で判断するというIASBの公開草案の考え方と共通する考え方が示されている。また、米国基準の示した金融資産の一部分の譲渡に適用される参加持分の概念は、IASBの公開草案の資産の一部分譲渡におけるキャッシュ・フローの概念と共通する部分もみられる。今後、IASB及びFASBは、当該項目についてのコンバージェンスに向けて作業を行うことが計画されており、IASBの今後の基準の改訂にも影響するものと考えられる。なお、SFAS166号は、2009年11月15日後に開始する事業年度に発生した金融資産の譲渡から適用される。また、SFAS167号は、2009年11月15日後に開始する事業年度の期首から適用される。

◇『企業会計』10月号のご案内

特集＝資産除去債務の会計・法律問題

資産除去債務を巡る会計上の論点 黒川行治/資産除去債務の見積りにおける問題 鈴木一水/資産除去債務に関わる法律問題
弥永真生/日本の環境負債計上の現状 小川哲彦/グローバル化する環境債務と海外規制動向 藤井良広